

平成 21 年度 第 1 回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成 21 年 4 月 2 日（木）15:00 ～16:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階共用会議室
3. 出席者：
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、翁百合、川上康男、木場弘子、
中条潮、富山和彦、福井秀夫、松井道夫、米田雅子 各委員
（政府）甘利大臣
（事務局）松元政策統括官、私市規制改革室長、吉田参事官、岩村企画官、越智企画官
山本企画官
4. 議題：規制改革会議の運営方針の改定について 等
5. 議事録

○草刈議長 まだ富山先生、福井先生がおいでになっておりませんが、定足数を満たしておりますので、もう大臣もお見えになったので、平成 21 年度の第 1 回「規制改革会議」を開会したいと思います。

本日は、大変お忙しい中をまた時間を割いていただきまして、甘利大臣にお越しいただいております。ありがとうございます。

予定ですと、今日は 14 名中 11 名の委員の御出席ということで、安念先生と小田原先生、それから、本田先生のお三方がご欠席です。

それでは、早速でございますが、開会に当たりまして、甘利大臣からごあいさつをちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

○甘利大臣 座ったまま、失礼をいたします。

いよいよ平成 21 年度がスタートをいたしました。規制改革会議の開催に当たりまして、日ごろお世話になっております委員の皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。

政府におきましては、昨年末におとりまとめをいただきました第 3 次答申を踏まえまして、ライフサイエンス分野の規制改革等の重点計画事項として、3 月末に「規制改革推進のための 3 か年計画」の再改定を行ったところであります。

現在は、まさに百年に一度の金融経済危機と言われております。また、今後、少子高齢化のさらなる進展も見込まれるわけでありまして。

こうした中で、日本の活力を取り戻して、新しい産業や雇用を生み出していくためには、規制改革を始め、時代に適合しなくなった古いシステムを改めていくことは極めて重要な課題であります。

本日は、本年度最初の規制改革会議ということで、最終答申に向けての新たな議論のスタートとなるわけでありまして。規制改革を取り巻く周辺環境は、必ずしも順風というわけではありません。議長を始め委員の皆様方におかれましても、何かと御苦労が多いものと思いますけれども、引き続き精力的な御審議のほどをよろしくお願いいたします。

最近は、規制改革性悪説みたいな明確に間違った論調が一部勢力を増しているわけでありまして。規制改革というものは、それがなければもっと社会の活力、なかんずく経済の活力が発揮される、伸びていく。そういうことをしっかりと検証して行っているわけでありまして。その規制改革論が世の中の財の再配分論と一緒に議論されているところに、私は危機感を抱いているわけでありまして。

格差の是正というものは、政府の社会政策として富の再配分を行うわけでありまして。しかし、再配分を行う際の原資が生まれてこなければ、再配分をしても全員が貧乏になるだけの話でありまして、平等に貧乏になりましたというだけの話でありまして、その原資を生み出すことに原資を配分するという同じ論理を用いるのはかなり危険なことだと思います。

日本が競争したくない、どこかの学校ではないですけども、1番、2番と順位を付けるのはけしからぬから、みんな手をつないで全員1番ねと主張される方もありますけれども、そんなことをしていたら世界との競争には勝てないわけでありましてから、社会全体が、日本だけが停滞して、停滞の中で平等がなされるということにしかならないわけでありまして。競争社会の中で、日本がしっかりと勝ち抜いて行って、そして、その得られた果実がバランスよく配分されることを本来は目指さなければならぬんですが、バランスよく配分するというのもって規制は悪であるという論理は、極めて飛躍した論理だと思っております。

我々は社会に活力を生む、なかんずく経済を活性化する。財政出動というものをほとんど伴わずにそれを行うことができるのが、まさに規制改革であるという信念に基づいて取り組んでいるわけでありまして、それはいささかも緩むことがあってはならないと思っております。生まれた原資の配分論と原資を生ませるところと同じ論理であってはならないと考えている次第でございます。

規制改革会議のメンバーにおかれましては、我々の行動が日本を元気付けるという確固たる信念の下に今年度も取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○草刈議長 どうも、大変エンカレッジなお話をいただきまして、ありがとうございました。去年の第3次答申でやり残した課題、また、今後新たに取り組む課題等、やるべきことがまだまだ山積をしております。今日の審議では、最終答申に向けて、今年度の会議の基本的な取組方針、検討体制などについて取り決めてスタートを切りたいということで、各タスクフォースの大ざっぱな方針等を主査の方から御説明いただきたいと思っております。今後は、こうした方針の下に、精力的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、甘利大臣におかれましては、これまで同様、何とぞ御支援・御指導のほど、よろしく願いを申し上げます。

大臣は大変お忙しいので、今日はこれで御退席をされるということでございます。本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

○甘利大臣 15時10分から党の会議がありますので、申し訳ありません。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

(甘利大臣退室)

(報道関係者退室)

○草刈議長 それでは、今日の議題に入りたいと思っております。

今日が最終答申に向けた最初の会議でございますので、本年度の会議の取組基本方針、検討体制、

各タスクフォースの取組方針について、審議をしていきたいと思えます。

お手元に配っております資料1「規制改革会議の運営方針（改定案）」というものがあります。これをごらんください。この方針は、第3次答申に向けて、昨年6月に改定したのですが、今回はこれを最終答申に向けて再度改定したいということです。

その取組方針のところですが、1ページ目は去年の6月に改定したものと全く同じです。2ページ目の御説明を簡単にいたします。

平成21年度は、皆さん大変な御苦勞をいろいろしていただいたんですが、我々の受け持ちの最終年度ということになります。ですから、更に精力的な活動を展開して、悔いのないといってもそうはいかないという部分もありましようけれども、頑張って悔いのない1年としたいということです。

一方、昨年来の世界経済危機の中であって、日本の実体経済は予想以上の収縮に見舞われているのは御存じのとおりです。よって、この会議の今年度の取組みというものは、かかる現況を敏感に踏まえて対応をすべきであろうと考えます。つまり、当会議の活動を、今日の日本経済における喫緊の課題に資する規制改革に絞り込んで、これに集中することを基本方針としたいということです。

その際「喫緊の課題」を位置づけるテーマというものは、先ほど甘利大臣からお話がありましたけれども、経済危機の深刻な影響を受けている雇用を維持・増進するということであり、あるいは外需頼みの景気回復を望むべくもない現局面ですから、無駄と非効率な温存された官製市場を改革して、内需を拡大する。そして、消費を促進するということかと思えます。まさに、先ほど大臣もおっしゃっていましたが、こういう非常時にこそ、無用な諸規制を大いに勇気を持って排除することが成長の極めて有効な推進力だと私自身は確信をしておりますので、それに寄与すべく全力を尽くしていくのが、今年度の私どもの使命であろうというふうに、今年は特にそれを付け加えたということです。

それで、次の「2. 平成21年度取組体制」というところですが、こういった基本方針、考え方を踏まえて、今年度は、以下のとおり「集中テーマ」と「一般テーマ」に分けて取り組むことにしたい。それで、委員の方々、事務局の方々の人材活用についても、極力「集中テーマ」に厚い配分をしてエネルギーを集約して実り多いものを期したいというつもりでございます。

それで、この辺は全部、皆さんとお話しして、基本的な御了解を得ていると思っておりますが「I. 集中テーマ」として、まず「A：雇用の増進、内需拡大に資する成長分野の規制改革」ということで、いわゆる社会保障の分野、医療・介護。次が保育。言うまでもありませんけれども、農業を中心として、林業、更には水産業が3番目のテーマ。4番目に、やはり住宅と土地というものは、いろんな法制上の問題性もありますし、これが次に来る。それから、中条先生に御努力いただいている航空・空港の問題。特に空港の問題を更に展開していく必要がある。そういった、いわゆる成長分野の規制改革に精力を注いでいく。

そういうものをバックで支えていく、いわゆる基盤整備という意味で、やはり雇用・労働の問題。これは非常にコントラバーシヤルなテーマとして今日あると思えます。それで、これをきちっとやっていくことと、あと、さらなるベーシックとして教育というものがあるのか。この辺のところを

「集中テーマ」としてやっていこうではないかということです。

それで「一般テーマ」といいますと、ほかはどうでもいいという感じにとらえられるとまずいんですけれども、今、申し上げたように、そういうところに精力を注ぎますと、やはりそれなりに効率的にやらなければいけないということで、この7つのテーマ以外のところは平成19年度、20年度、この2年間に皆様にやっていただいたテーマでございますが、これについてまとめてみますと、3つほどの対応になるのかということで「限定する」と書いてありますけれども、この辺を中心にやっていこうではないか。

まず第1に、第1次答申、第2次答申、それから、第3次答申で合意済みの「措置」。これは、この前も申し上げましたけれども、措置事項です。このうち、実現を見ていない案件を「実現」せしめる活動を最後の年度でやりたい。及びこれまで取り組んできた「仕掛け」の案件も、やはり追求をすべきであろう。言わばフォローアップであろうというのが、まず第1です。

2番目に、新規または復活の規制の動きをしっかりと監視する。これも今でも、タクシーとか、薬とか、ぞろぞろと出ています。こういうものを監視して、行動を要する場合は迅速にアクションを取り、言わば「夜回り」またはウオッチ・ドッグといいたいでしょうか、そういう機能はきちっと果たしましょう。

3番目に、後で御説明があると思いますが、今年は「あじさい・もみじ」のうち「あじさい」に、極力、力点を置いてやろうということで、一層の取組みもきちっとやっていきたいと思います。こういった考え方でお願いをしたいということです。

これからスタートの1～2か月というところになるわけですが、事務局の方も大幅に入れ替わりましたので、この1～2か月、スタートの時点では、主として基礎的なスタディ、あるいはフィールドワークといったものを中心しつつ、その中で具体的な行動計画を立てていただきたい。それに充てたらいいのではないかと。同時に、各省庁の、さっき申し上げたような規制の逆ねじは十分にウオッチしながら、そういうことを進めていったらどうかと私としては考えております。

そういうことでございますので、今、私が申し上げたようなことが基本方針ということで、これについて何か御質問、あるいは御意見がありましたら、どうぞ、言ってくださればと思います。

まだ、これからいろいろ主査の方から御発言があると思いますので、言うまでもなく、最後に皆さんから御意見・御質問をお受けしますけれども、とりあえず、方針として、この改定案を会議として決定しておきたいと思いますが、特に御異存がなければそうしたんですが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○草刈議長 異議のある方はお手を挙げてくださいというところなんでしょうけれども、よろしければこれで御了解いただいたということにさせていただきます。

それでは、本案を原案どおり決定ということで、先に進めさせていただきます。

次に各主査から現時点での、これは全部ぱっちりとしたものではなくて、あらあらのタスクフォースの取組方針、こんなふうにかんがえるというところを説明していただきたいと思っております。

まず、集中テーマの分野からお願いしたいと思います。時間の関係がございまして、簡潔に、

この原稿には各タスクフォース2分と書いてありますが、その辺はしんしゃくしながら、よろしくをお願いします。

まず、医療分野について松井主査からお願いします。

それから、2つの意見書もついでにお願いします。

○松井委員 それでは、資料2の最初のページ「I集中テーマ」に、医療分野について記載がありますが、この説明をする前に、本日、2つの意見書を公表いたしますので、まず、それについて御説明します。

ペーパーの最後の方に資料3、資料4とありますけれども、まず最初に資料3「レセプトのオンライン請求にかかる規制改革会議の見解」について御説明します。

この資料3の次のページに、参考として「規制改革推進のための3か年計画（再改定・抄）」というペーパーがありますけれども、これは、先日閣議決定した3か年計画です。内容に若干変更がありました。レセプトのオンライン請求の原則完全義務化についての文言が一部修正されたわけですが、ただ、修正されたと申しましても、平成23年度から原則完全オンライン化という政府の方針は変わっておりません。あくまでもオンライン請求化を促進するために「デジタル・ディバイド」等々に配慮するといったことが趣旨であります。

具体的にどのような措置が取られるかはこれからの議論でありますから、この趣旨を逸脱するようなことがあってはならないということで、前のページの資料3にある意見書を当会議としてまとめた次第であります。これについては、読んでいただければおわかりの通りです。

もう一つ、意見書を公表いたします。資料4の「一般用医薬品の販売体制にかかる規制改革会議の見解」であります。

細かい経緯は省きますが、本件に関しては昨年11月に当会議としての意見書を公表しました。通信販売を規制する省令案を見直してくれという内容でした。その後、厚労省が省令を出すにあたって実施したパブリック・コメントにも多くの意見が寄せられ、97%が反対するものでした。にもかかわらず、これをも無視して、当初案どおり省令が今年の2月6日に公布されました。これは極めて遺憾に思っております。

現在、厚労省でこの問題に関する検討会が省令発出後ながら開かれております。これまで3回開かれてはいますが、どうも、内容を聞いていますと小田原評定みたいな感じなんですけれども、いずれにしろ、改正薬事法施行は今年の6月に迫っています。消費者や通信販売で生計を立てている薬局などが時間切れで困らないように必要な処置が講じられないといけないと思いますので、改めて、資料4に示されているものを当会議の意見書として出したいということです。

それでは、前に戻って、資料2の医療タスクフォースの取組課題についてですけれども、大テーマは、最初に掲げられてありますように「質の医療」を追求するということに尽きると思います。現在の医療制度の骨格は戦後つくられたものでありまして、当時はそれなりに役割を果たしたと思いますけれども、今に至っては患者のニーズから乖離してしまっている。患者が求める医療即ち「質の医療」を実現する、これを大テーマに掲げて、○が3つ書いてありますけれども、これについてこれからやっていきたい。

1つ目の○は「医療のIT化の推進」です。これは「質の医療」の土台になるということで、レセプトのオンライン請求化などがその端的な例だと思いますけれども、とにかく情報を集めて、これを活用しなかったらIT化の意味がない。それが出来なければ「質の医療」も実現できないという趣旨です。

2番目の○「医療制度の仕組みの再構築」ですけれども、簡単に言ってしまうと、現行医療制度の根幹を成す国民皆保険という制度は維持するとして、もう半世紀も前にできた制度で、さまざまなところで制度疲労が起きているわけですから、この制度そのものを抜本的に見直す必要があるということです。例えば医師不足の対策とか、医療に対する報酬体系の在り方の見直しとか、あるいは保険者機能の問題とかいろいろあるでしょう。保険者機能については、従来から問題になっている支払基金の問題も絡んでいますけれども、こういったことについて考えて措置すべきことは措置すべしということです。

3番目の○「産業としての医療の高度化、活性化」ということですが、申すまでもなく、医療というものを産業という視点でとらえることが必要だと思います。医療分野というのは日本が最も得意とする分野でもありますし、イノベーションがこれから大いに進んでいきますから、産業としての医療の高度化、活性化を促進させるために何をすべきかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○草刈議長 それでは、続けて、どんどん行きます。介護について、今年から有富さんをお願いいたしました。有富主査からよろしくお願いします。

○有富委員 今回、介護は独立しまして、私と本田副主査、松井委員、それから、安藤専門委員と4人で対応してまいります。

介護についてにわか勉強の結果、施設の入所待ちの人が推計で40万人いるとか、それから、介護福祉士の資格を持ちながら介護職に関わっていない人たちが20万人いるとか、こうしたミスマッチが一番根本的な問題だろうと思っています。その辺を総論としてとらえておいて、各論で具体的にきちんと成果を上げながら進めていく方針でございます。

具体的には、ここに書きましたけれども、「○介護人材の養成と確保に係る対策の見直し」。要はサービスを供給する側について、資格要件の在り方とか、有資格者の活用とか、効率化と人的資源の活用とか、そういう切り口から、まずこれをやっていきます。

それから、「○サービスの質の改善に向けたインセンティブの強化」ということで、今回、3%ばかり上げるということもありますけれども、介護報酬と利用者負担というようなことについても各論でいろいろチェックしていきたいと思っています。

3番目に挙げているのが、「○利用者の選択・需要に応じて、施設・在宅のサービス量が供給されるシステム構築」。総量規制の在り方や民間事業者のさらなる参入促進などについて、少しみていきたいと思っております。

最後に書いてあるのが、「○生活困窮者への介護保険サービスの適切な提供」ということでございます。この間、群馬県であったようなことも非常に問題ですし、その辺の改善についても進めて

いきたいと思っています。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは、保育は翁先生からお願いします。

○翁委員 今度、保育を担当することになりましたが、安念先生と2人で対応してまいります。

2つ挙げておりますけれども、1つが「○抜本的な保育制度改革と運用改善」。これは既に厚労省の方で少子化部会というところで、2月の終わりに抜本的な保育制度改革について一歩踏み出したという形になっておりまして、直接、利用者が保育所を選択できるようになるとか、保育に欠ける子というものを見直しするというような方向は出ているんですが、まだまだいろいろな多くの課題が残っておりまして、これの詳細設計とか法制化に当たりましてきちんとフォローアップしていきたいと思っています。特に、今、保育サービスは超過需要の状況になっておりまして、民間参入は非常に重要になっておりますが、そこについてのイコールフットィングを確保するといったことについても力を入れてやってまいりたいと思っています。

もう一つの、「○その他の保育・子育て支援サービスの拡充」につきましては、認定こども園制度の見直し、いわゆる保育ママの拡充に向けての取組み、それから「放課後子どもプラン」の見直しなどにつきまして、一層の充実を図る方向で検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

次は少し重いテーマで、八田先生から農林水産分野を続けてお願いします。

○八田議長代理 農業については、御承知のように、かなり大きな進展がありました。農地法の法案が、今、国会に提出されています。細部にわたるところではどう運営されるか不明確なところも多いんですが、いまの法案の骨子を御説明いたします。

まず、農地のリースに関しては、法人も、個人と同様に借りられるようになりました。すなわち、市町村を通じて借りなくても直接借りられるようになった。勿論、農業委員会の許可が必要ですが、これは大きな前進です。

株式会社等「農業者以外」が農地を所有できるのは、農業生産法人への資本参加を通じてです。しかし、今まで株式会社は農業生産法人の資本の10分の1しか持てませんでした。これが4分の1まで持てるようになった。ただし、複数の株式会社が資本参加しても全部合わせて4分の1ということで、その要件は変わっていない。もう一つ、関連事業者は合わせると2分の1未満持てるということになりましたが、この関連事業者というものは何だか定義が余りはっきりしていない。したがって、これから、これがどういうふうに運用されていくかということについては注目する必要があると思います。

それから、リースについては、農業委員会が権限を持ち続けるんですが、この委員会にもっと中立委員が入ったり、ほかの県の人が入ったり、客観的に見られる人が入るべきではないかということが農業委員会の在り方の見直しのフォーカスです。

それから、先ほど「農業者」以外の、会社なり個人が資本をどれだけ持てるかということだった

んですが、何年も農業をやっているという会社がいつまで経っても「農業者」でないと定義されているのは変な話なので「農業者」の定義自体が再検討されるべきではないかということもあります。

今度はコメの需給調整システムについてです。これは大幅な見直しがあるということだったんですが、肩透かされまして、その後の動きがない。いつも言われるように、千葉のようにお米に向いていて、ほかのものに向いていないというところと、九州のようにほかのものにいろいろ転作ができるところとを全く同列に扱うのかという問題があります。したがって、この調整のシステムというものについては見直しをしていくべきだと思っています。

「〇認定農業者制度の見直し」というのは、コメを減反していると認定農業者になれるか、減反していないとなれないという現在の認定農業者制度は、需給調整システムの裏打ちのような仕組みですので、これを農協以外からもお金を借りやすくするとか、そういった農業経営を支援するような制度のことを重視していくべきだろうと考えています。

それから、農作物の検査制度は、例えば新種をつくったときに、各県でもって検査をしてもらわなければいけないというようなことではなくて、DNA鑑定一発で新種であることが全国で認定されて、それに関するトレーサビリティきちんと充実するというようなシステムにしていきたいんです。DNA鑑定については検討されたんですが、平成20年度は結局、ネガティブな結論になってしまいました。これについてはますます重要性を強調して、そういうDNA鑑定ができるような仕組みに持っていきたいと思っています。

酪農経営のところで書きましたのは、指定団体制度というものは酪農家から牛乳を買って、明治乳業とか雪印とかと交渉して値段を決める制度なんですけど、個々の酪農家が優れた牛乳を生産したときに、非常に少量なら直接交渉できるんですが、まとまった量ときには許されず、十把一からの品質で指定団体を買ってもらわなければならないというシステムなので、これについての修正が必要だろうということです。

農協経営については、監査を中心にして透明化する必要があるということです。

林業については2つの側面があります。1つは、「〇多面的機能の発揮に向けた制度の見直し」です。林業は水源涵養とか、災害を防止するとかといった外部経済効果の機能を持っています。この機能をよくよく発揮させるためにさまざまな補助が使われていますけれども、補助金の金額の根拠が明確でない。こういうことをすれば、これだけの水源涵養機能が改善するから、これだけの補助がふさわしいといった計算がほとんどない。このため、この費用便益のシステムをきちんとつくるべく要請しています。それで、実際、規制改革会議の要請に基づいて、向こうでそういう林業に関する費用便益の検討を始めました。ただし今のところ、非常に初期の段階です。

もう一つは、林業経営自体については、どうしても集約化ということが役に立ちますので集約化の促進策です。まず森林情報自体が明確化されていなければ、なかなかそれを統合することも難しい。それから、作業路をつくりたいわけですがけれども、その障害に関して今、調査をしていまして、実際にその問題点がどういうことであるかということ調べてもらっていますので、そういうことの把握をしたい。

それから、森林組合については先ほどの農協と似た問題があります。

さて、水産業ですが、水産業の一番最初に書いてあることはどういうことかといいますと、今の漁業関連法の根本的な目的が民主的な漁村をつくるという、戦後の時代を反映した目的なんです。ここが国民共有財産としての水産資源、あるいはこれの持続可能性の維持というような、もともとの根本目的が全くないわけですから、そういうふうに目的自体を変えるべきではないか。そして、資源の保全ということが全体の制度の最終目的になるべきではないかということが一つです。

「○資源管理制度の見直し」ということでは、前から申し上げていますように、ITQの方式です。これについては役所も検討していますから、これについてますます具体的な要求をしていきたいと思います。

次は、漁業権です。漁業権については、各県が漁協に優先的に割り当てているとかということに関して、必ずしも水産庁自体も具体的な事実を把握していないので、これをちゃんと調査してもらっています。そして、ここの配分方式が合理的になるような実態調査に基づいて、これをどう改善していくかということこれから考えていきたいと思います。これは当然、空き漁場への新規参入の促進ということも全く同じようなコンテキストで、一般的な方策を考えたいと思っています。

あと、共通分野というものは漁業、林業、水産業全体に関する共通のこともほかにあるということですが、大体、以上が農林水産についてです。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは、少し急ぎましょう。住宅・土地は福井先生からお願いします。

○福井委員 継続になっているものは「○老朽化マンション等の建替えの促進」でありまして、区分所有法の改正に向けての実態把握、理論的な整理を行っているところです。これについては、国土交通省は前向きです。

「○公営住宅について」も、福祉の一環として住宅を公的に供給するという、その在り方自体の見直しも含めて検討しているところです。

また、土地収用法についてはインフラ整備の根幹でありますけれども、その促進策を、むしろ規制強化の方向で検討しているところです。

用途規制は、都市計画建築規制全体に通じるわけですがけれども、必ずしも目的と規制内容が合致していない、言わば性能規定になっていないという問題があります。現在のような仕様規定が土地利用の足かせにならないようにするという課題です。

続きまして、新規では公共事業全般に費用便益分析をやる建前になっているものが多いのですがけれども、その手法が必ずしも統一されておらず、合理的ではないものが散見されます。林業のところでもお話がありましたけれども、緑資源機構の費用便益分析には、健全な森林育成かどうかなどといった主観的な評価が一定のウェイトを占めているものがありました。その種のもので隠れたものが多いと思われます。公共事業、公的事业全般に手法を統一して合理的客観的な手法を横断的に構築していくことが新しい課題だと考えています。

以上です

○草刈議長 ありがとうございました。

それでは、航空・空港関連を中条さんからお願いします。

○中条委員 羽田の国際化です。もう 2009 年になってしまいました。2010 年、来年、羽田の 4 本目の滑走路ができます。その際に発着枠が 11 万回増えるわけですが、これを国交省は国際線に 3 万回向けると言っているわけですが、それをもっと増やせという議論をずっとしております。とりあえず、昨年末の答申では 3 万回「以上」という表現を何とか取り付けたところではありますが、更にこれをもっと増やしていくということを含めて、羽田の国際化を進めていく。

それから、成田についても、ようやく昨年末の答申で「30 万回までふやすことについて検討する」という答をようやく引き出しました。これをきちんとフォローアップして行って、実現するようにしていく。これが首都圏空港の容量の確保に関する課題です。

次に、空港の管理・運営制度ですが、比較的進んでいるのが時間帯別の空港の使用料金について。検討するという約束になっております。これをフォローしていくということになります。

それから、残念ながら、外資規制の問題については、成田に関しては、外資規制をしないというところまではうまくいったんですけれども、大口規制をするということになりまして、もうすぐ法律が通るという状況になっております。1 勝 1 敗という感じであります。

先ほどの大臣のお話にもあったように、古いものを壊して行って、新しいものをつくっていかなければいけないわけですが、空港とか航空というものは成長分野かどうかといいますと、若干、首をかしげるところではありますけれども、しかし、やり方によっては十分に成長していく分野です。残念ながら、大口規制が入ったため、外資が成田空港をコントロールすることができなくなってしまふ。大変残念な話でありますけれども、ほかの空港につきましても、関西国際空港や中部国際空港につきましても、そのようなことがないように完全民営化を進めていくことを更にフォローしていきたい。

航空の自由化という点については、各国との航空交渉を鋭意、アジア・ゲートウェイ構想に基づいて国交省は進めてきております。ただ、残念ながら、首都圏の空港はその対象に入っておりません。そこが開放されないと、国際航空の自由化は進まないわけでありまして。その点も含めて自由化交渉を推進していくということを要求していきます。

それから、外国の航空会社が日本に飛んでくる場合、逆に日本の航空会社が外国へ飛んでいく場合、技術的なさまざまな安全基準を相互承認していこうという件。これはかなり進んでいるところです。とりあえず、航空機については大分進んでおりますので、更に、今度は人間の方、従業員についても進めていこうということを、今、検討しているところであります。

航空・空港については以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

雇用・労働、それから、教育分野、いわゆる基盤整備のところを福井先生、両方ともいいですか。

○福井委員 雇用・労働の底流にあるテーマが「〇やり直しが可能な労働市場の整備」で、解雇権に関するさまざまな法や判例による広い意味の規制、更に年金や退職金制度などの雇用形態に重大な影響を与える制度の見直しが課題です。言わば一旦雇ったら固着化してしまい、雇用が得られにくく、新しい雇用へのシフトの可能性も閉ざされるという解雇権規制の構造や、同じ企業に長いこと勤めることが価値だといった風潮を助長する制度の見直しが根源的に大きな課題であり、引き続

き取り組んでいきたいと考えています。

また、最近話題の派遣法関連でも、派遣法の強化によって派遣領域を狭めることは必ずしも労働者のためにならないという点が必ずしも理解されていない議論が多々見られます。これについても制度化の健全化を目指していきたいと考えております。

その他、セーフティーネット関連、懸案として継続しております理容師や美容師の資格問題、労働政策の立案のあり方の見直し等についても大きな課題だと考えています。

13 ページの教育です。底流にあるのが「○学習者本位の教育の実現」ですが、これも遅々として進んでおりません。個別にはいろいろな項目がありますが、それぞれについて、学習者にとって快適で効果的な教育が得られるという課題の達成を妨げている隘路を一つひとつ、着実に解消していきたいと考えております。

「○研究分野」では、やはり大学の経理上教育と研究を分けることなどがまだ徹底されておられません。また、競争的な資金分野についても、客観的な審査や評価基準が必ずしも確立しておらず、何年も前と同じ状態から進展しにくい状況にあります。更に徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは、さっき一般と申し上げましたけれども、その他のテーマについてお願いします。時間の関係がございますので、ごく簡潔によろしくをお願いします。

まず金融分野で、富山主査からお願いします。今度は富山主査、翁副主査というところでやっていただくことになっております。よろしくお願いします。

○富山委員 金融です。金融に関しては、ここ数年、いろんな規制とかいろんな法律ができて、それが運用されてきたわけで、多くは「見直し」という名前が付いていますけれども、多分、そろそろ、それを評価、実際、どういうふうに機能しているんですかというところを見ていくということ。

一方で、今、非常に金融が危機的状況なので、逆に言いますと、こういうときは大体、規制強化という議論が出てくるんですけれども、こういうときによけいな規制が入ってくる場合がありますので、多分、その辺のウオッチ・ドッグをやるというのが非常に重要なテーマなんだろうということ。

それと、先ほどの見直しの観点で言いますと、どちらかといいますと、今までのいろんな法規制のつくり方が、めったやたらに警察官がいっぱいいるような、使わなければいけないような法規制でやってきているので、できるだけ警察官の数を減らして、むしろインセンティブでコントロールする方が合理的なはずなので、その辺の観点の見直しの中で盛り込んでいきたいと考えています。

そんなところです。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは、独禁政策・生活基盤、運輸、IT・通信分野で、今日は本田先生が御欠席なので、環境分野についても全部、中条先生からざっとお願いします。

いいですか。

○中条委員 その前の地域活性化は飛ばしていいですか。

○草刈議長 地域活性化は米田さんをお願いしますので。

○中条委員 それでは、先に行っていていいですか。

○草刈議長 どうぞ、先にやってしまってください。

○中条委員 それでは、独禁政策からさっさと行きます。

独禁政策なんですけれども、審判制度、不当廉売規制、課徴金制度はベーシックな問題としてずっと議論を続けてきましたが、基本的なこれまでの考え方を、公正取引委員会の方針に反映させるような方向で努力をしていきたいと考えております。

それから、景品に関しては所管が消費者庁に移管されたということがありまして、消費者庁に、これまでの公正取引委員会の考え方がきちんと受け継がれているかどうかということを含めて監視をしていきたいと考えています。

生活基盤 TF ですけれども、当面、去年からずっと続けて、今年もやっていこうと考えているのは貸金業、いわゆるサラ金等々に関する制度。これは現在、非常に景気が悪くなっていて、貸金業から借りられないがゆえに倒産しているところが出てきているという、かなり大きな問題になってきております。貸金業について金利を規制することの是非、それから、借りられる量を規制する総量規制といったものの是非を含めて議論をしてきたところですが、当面、まずは市場の実態について実証的な調査と分析をしろということ金融庁をお願いしているところです。

次に環境 TF ですけれども、まずは「○新エネルギーの導入促進」ということで、これは電力会社が新エネルギーについて、風力発電とか地熱発電とか、いろんな発電がありますけれども、そういった電力を購入する場合について、それを促進するための法制度の是非を含めて議論を続けていく。

それから、少し小さな話ではありますが、私は結構、効果があると思っているのは、小水力発電です。河川に小さな水力発電所をつくる。これは河川の有効利用という点でも、それから、最近では発電機がかなり技術革新がすすんで、水力発電機も小さなものが出てきました。しかしながら、これが残念ながら非常に水利権が複雑に絡んでいて、なかなか、どこの省庁も、どうにかしたいんですけれども、どうにもできない状況がありますので、こういった部分はやはり規制改革会議が中心になってやっていくのに適した項目ではないかと思っております。

廃棄物に関しては、自治体ごとに権限が分かれていることによっていろいろな問題があります。これを何とかうまく効率よくしていくためのさまざまな方法を、どこかに突破口を求めながら進めていくことができないか。環境行政の方では、基本的に不法投棄を何とかとめることが一番の重要な項目になっているわけなんですけれども、一方で、そのために非常に無駄な廃棄物処理がなされている状況があります。これを少しでも効率化していくという視点からの議論を続けていきたいと考えております。

最後に、屋外貯蔵タンクの開放点検をもう少し効率化できるのではないかと。これは「あじさい・もみじ」からずっと出ている問題でもありますが、これを取り上げていきたいと考えております。

それから、少し飛ばしまして、21 ページですが、運輸分野の生活的なところに関わる問題が幾つかあります。タクシー、それから、路上駐車の問題など。こういった生活に関わる運輸の問題も引

き続き取り上げていきます。タクシーに関しては昨年から今年にかけて再規制という状況に実際になっているわけですが、この再規制がなるべく競争を阻害しないように、最低限、歯どめをかけていかなければいけない。その点を一番、力を入れなければいけないところだと考えております。

その次の 22 ページ、IT・通信でありますけれども、郵便事業が一応、民営という形になりました。それに伴いまして、これまで不文律といいますか、あるいは慣習法というような形でなされてきたさまざまなことについて、民間事業者との競争ということを頭に入れながら、ユニバーサルサービスとは何かとか、その基準はどうかといったことについての議論をしていかなければいけない。これを総務省の方でも議論はしているところでありますけれども、規制改革会議として、ユニバーサルサービスについての定義、競争促進の方法、あるいは競争を阻害しないようなやり方といったものについて監視をして、意見を述べていく。

それから、通信と放送についての融合が進んでいく中、法律の改正準備が今行われているところで。それについて、競争をきちんと維持していくという形での法律改正がなされるようウオッチしていくというのが中心の課題になります。

一応、私のところは以上です。

エネルギーの方は。

○草刈議長 エネルギーは八田先生です。

それでは、地域活性化で、もう一回 16 ページに戻りますが、米田先生からお願いします。

○米田委員 地域活性化の方を手短に申し上げます。16 ページです。

地域活性化は「あじさい・もみじ要望」の一層の取組みということに着目しまして、そちらの方から最初の自然公園法ですけれども、自然公園法はいろんな規制がかかっているんですが、実は、例えば人工的にできた森林などは、言わばちゃんと手を加えないと維持できないんですが、自然公園法はとにかく手を加えないことが大原則になっていて、必ずしも合理的な規制がされていないので、その辺を合理的な見直しをさせていただきたいと思っています。

農村工業導入法は、市町村合併で農村地帯が集まって 20 万都市になってしまいますと農村工業導入法の要件から外れてしまって、過疎地なのに企業立地の促進の恩典が得られないという問題が、今、起こっております。これも「あじさい・もみじ」からですが、取り上げたいと思います。

バイオマスは、今までずっとやってきたことのさらなる措置なんですけれども、ただで運べばごみ扱いというものがなかなか抜けないんですが、その代わり、「こういうところをきちんとすれば優良業者であれば、廃掃法の規制が簡単にクリアできるというベストプラクティス集を環境省がつくることを検討する」というところまで環境省に迫っておりますので、その実現に向けて努力したいと思います。

それから、最後に有富委員のところと一緒にのところなんですけど、地域において、実は福祉と介護の施設が、本当は別々に持てればいいんですけれども、過疎地で1つしか施設ができないようなところがあるわけなんです。そういうところの問題においては、もう少し幼労統合施設が柔軟にできないかというようなことが結構上がっておりますので取り組みたいと思います。地域活性化は、川

上副主査と一緒に、いろいろなタスクフォースと連携を取りながらやらせていただきたいと思います。

以上です。

○草刈議長 済みません、ついでは失礼ですけれども、最後になってしまっていますが、規制改革要望の今年の実施の話をしていただけますか。

○米田委員 規制改革要望で、いつも皆様から御協力いただき、ありがとうございます。

いつもは「あじさい・もみじ」と2回、同じようにやっていたんですけども、折衝期間が割と短く、早く答えを出すというのが一つの売りであって、一時期まではそれがとても効果的であったのですが、次第に難しい要望が積み残しになり、今のような短い折衝期間ですとなかなか実現しない玉が増えてきました。そこで、今回から「あじさい」になるべく重点を置いて「あじさい」で拾った玉を年末答申まで続けて、重要、また迅速に処理しなければいけないことはタスクフォースにつなげて、もっと実際に達成率を、実効性を高めていこうということで「あじさい」に重点ということと、折衝期間を長くするというに致しました。

もう一つは、民間団体に対する周知を増やすことです。今までどちらかといいますと、自治体を回って構造改革特区と一緒にやっていることが多かったんですが、今後は経済連合会とか、NPOや商工会議所など、民間に対する周知を高めていこうということで、今、努力しています。

どうぞよろしくお願いします。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは、あと5分しかないんですが、海外人材、貿易分野を有富さんからお願いできますか。

○有富委員 それでは、簡単に申し上げます。

海外人材は、基本的にフォローアップをやっていきます。外国人の台帳に関する法律が国会に提出されて、これは非常に大きな成果だと思うんですけども、細かい点はチェックしていかないとうまくいかない可能性もあるので、これをきちっとフォローします。それから、外国人の日本語能力の認定の問題、永住許可ガイドラインの問題などをやっていきます。

もう一つは、新しい入管法で外国人の研修・技能実習制度に関する在留資格が新しくできる見込みなので、この辺に関してフォローアップをしていくということです。

貿易につきましては、水先制度では、要は指名制と応召義務との関係を整理していくこと。それから、3級水先人養成で供給力の確保をすることがまず1点。

もう一つは、港湾の競争力を強化するということから考えますと、具体的に言いますと、東京、横浜、川崎の連携のサポートが一番重要なと思っています。

それから「〇通関制度改革」として、AEO制度、次世代シングルウィンドウのフォローアップ、利用促進をやっていきます。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

次はエネルギー分野で、八田先生からお願いします。

○八田議長代理

まず、スマートメーターの導入の障害を取り除こうとしています。スマートメーターというのは、要するに電子式に各家庭で1分ごとにどれだけの電気を使っているかを測定する機械です。これはイタリアで全家庭に入っているんです。これをやると、時間ごとに違った料金を設定することができるようになります。

ただし、こういうことをやりますと、メーターを見る業者の人たちは職を失うわけですから、それはそれなりに抵抗はあるわけですが、長い目を見て、太陽光などを導入するのに非常に役に立つだろうと思います。

○草刈議長 御協力ありがとうございます。

それでは、基本ルールと官業改革。ここは安念先生なんですけれども、今日は御欠席なので、事務局からお願いできますか。

○越智企画官 それでは、事務局から基本ルールについて御説明させていただきます。

3点ございますが、1点目の「○規制にかかるチェック機能の強化」につきましては、昨年の「骨太の方針」を受けて、年末の経済財政諮問会議で大臣から提言があったところがございますが、当会議として、この件について引き続き検討を行うということでございます。

2点目でございますが、通知・通達等の見直しでありますけれども、こちらについては平成23年度末までに5,000件余りの見直しを行うということでございますが、実効性を上げるために各省に対してフォローアップをかけていくということでございます。

3点目につきましては、先ほど運営方針の中でございました規制の監視活動について、体制・仕組みを検討するというところでございます。

以上でございます。

○草刈議長 官業改革はいかがですか。

○山本企画官 官業は、ここに書いてあるとおりでございますけれども、最終年度でございますので、規模が大きいので目配りが必要なところとか、あるいは去年、答申で議論を尽くせなかったところへの見直し業務を中心に、過去のフォローアップをしっかりとやっていくという方針でございます。

○草刈議長 福井先生、法務・資格のところをお願いします。

○福井委員 法曹人口の拡大を中心として、さまざまな制度改革に取り組んでいるところです。

○草刈議長 どうも、いろいろ御協力をいただきまして、ありがとうございます。

それで、最後に広報ですけれども、木場主査から一言お願いします。

○木場委員 それでは手短に、最後のページでございます。

広報では、昨年度は要所要所で事前に記者レクを意識して行って参ったのですが、その結果、主要5紙を中心に、年間を通じてコンスタントに露出があったのではないかと手ごたえを感じ始めているところでございます。そこで、今年度は引き続き、この活動を継続しまして、以下の○のような取組みをしてまいります。

最後の○でございますけれども、最終年度にふさわしい、機動的かつアドホックな広報活動として、まだ案ではございますけれども、この後の本会議後の記者会見を補完する形で、これからは定

例記者会見や論説懇なども積極的に実施・計画をしていきたいと、今、検討しているところがございます。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。大体、駆け足で申し訳ありませんでしたけれども、一応、終わりました。

それで、今、お話のあった中で御意見等がありましたらば、どうぞ、多少遅れてもいいと思いますので、御遠慮なくお願いしたいと思います。

福井さん、どうぞ。

○福井委員 広報についての御提案ですけれども、過去 10 年ぐらいの規制改革のおも立った成果で、華々しいものがたくさんあると思います。それらについては、どのような意味で実は格差の解消に寄与したのか、弱者を救ったのか、あるいは経済的なパイを大きくしたのか、という、ネガティブでない真実の側面がいっぱいあるはずなのです。この会議も、前身組織を入れて 10 年ぐらい続いている中で、毎年のルーチンにかかりつきになる反面、達成されたことについては、余り振り返ってきちんと自慢する試みを怠ってきたような気もするのです。

誇れることはきちんと示していくことが、これからの新しい活動を受け入れてもらいやすくさせるためにも意味のあることだと思います。お手数ですが、各タスクフォースも勿論協力してという前提だと思いますが、過去にあった改革の偉大な成果をきちんと世の中に発信する。ホームページに掲げる、パンフレットをつくったり、セミナーをやったりして、ジャーナリストや業界、世間の人々に説明するなどということを積極的にやっていただければと思います。

○草刈議長 ありがとうございます。

本件は非常に有用な御提案だと思うんです。それで、さっき大臣が言っておられたように、いわゆる変な、いわれなき間違った論調というものへの反論にもなりますので、是非やっていただきたいと思うんです。それで、どういうふうにするかというのは事務局を中心にやってもらえればいいと思いますので、相談をしていただきたいと思います。

それから、専門委員の方も何人かいますね。その辺の方とも相談していただいて、パンフレットまでつくれとは言わないんですけれども、東京商工会議所でプレゼンテーションをやることになっていますね。あのときに、できれば概略でもいいですから、何かできないか。そうしますと、すごく皆さんにわかりやすいのではないかと思うんです。

今度、岡村さんは結局、来てくれるんですか。

○米田委員 はい。

○草刈議長 でしたら、ますます、そういうものを、粗削りでもいいですから、少しつくってみてもらえませんか。

○木場委員 一昨年、そのたたき台になるようなパンフレットは、刷る寸前までのものが、過去 6～7 年間のものがあります。

○草刈議長 何か事情があってやめたんですね。

○木場委員 はい。それにプラスして、是非、福井委員御提案の方向で考えております。

○草刈議長 是非、よろしく申し上げます。

ほかに何か御意見等がございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

済みません、今日は1回目ということで、私の不手際で大分時間が計画どおりにいきませんでした。そろそろ時間もなくなってまいりましたので、この辺で今日の会議は終わりにしたいと思いますが、最後に事務局から何か連絡事項がございましたら、どうぞ、お願いします。

○吉田参事官 1点だけ御連絡させていただきます。

もう既に皆様御承知のとおりでございますが、3月31日に麻生総理の方から、4月中旬までに追加の新たな経済対策策定の指示ということで政府・与党にございました。その中には、景気の底割れ防止、雇用確保に加えて、冒頭、大臣がおっしゃられたような成長力強化というふうなものが三本柱の一本として位置づけられているというところでございます。

それにつきましては、1日前の3月30日に自民党の日本経済再生戦略会議というふうな、町村会長が中間とりまとめをされてございます。その中には主要10施策ということでございまして、例えば地域医療の再生と最先端医療技術の革新、介護拠点整備と介護分野の雇用創出、食糧自給率の向上、自然環境の保全、安心子ども子育て対策と、10本のうち4本ぐらいを御紹介したところでございますが、この会議で取り組んでいただいていること、また、これから取り組んでいただくことに密接に関係してくると思われまので、また、この対策自体は松元統括官のところできりまとめていくこととなりますが、引き続き、情報を迅速に御提供させていただくとともに、各タスクフォースでのこういったものにも配慮した掘り下げをしていただければと存じております。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは、次回の日程等は、決まり次第、事務局を通じて御連絡をいたしますけれども、これから少しずつ方向性といいますか、先ほど申し上げましたけれども、具体的な計画を立てていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

この後、ここで記者会見ということになります。時間がお許しになる委員の方は御出席をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これで本日の会議は終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。